

【アメリカ】建国 250 周年議会タイムカプセル法の制定

2026 年 2 月 18 日、建国 250 周年議会タイムカプセル法 (P.L.119-79) が制定・施行された。同法 (全 2 か条) は、連邦議会議事堂建築官局 (Architect of the Capitol) に対し、建国 250 周年を記念する議会タイムカプセルの製作とともに、上院の議院規則・管理委員会及び下院の議院管理委員会の承認を得て、当該記念日である同年 7 月 4 日までに内容物を封入して連邦議会議事堂ビジターセンター内に埋設する準備を行うことを定めている。

内容物は議会指導部 (下院議長、下院少数党院内総務、上院多数党院内総務及び上院少数党院内総務) が共同で決定し (同法第 2 条 b 項第 1 号)、両院による共同書簡 1 通及び両院が共同で適当と判断するその他の物品を含むこと (同項第 2 号(A))、それらの物品は金属や長期保存に適した紙 (アーカイバルペーパー) 等の劣化リスクの低い素材で作られること (同号(B))、そして議会タイムカプセルのサイズは幅 50 インチ (約 127cm)、奥行き 32 インチ (約 81cm)、高さ 48 インチ (約 121cm) を超えてはならないとされた (同項第 3 号)。議会タイムカプセルは 250 年後の 2276 年 7 月 4 日に開封され、同日に下院議長及び上院多数党院内総務が第 244 議会 (2275-2276 年) に提示し、当該議会が内容物の保存方法や利用方法を決定するものとされた (同条 d 項)。

2026 年 6 月 24 日、上記センター内の奴隷解放ホール (Emancipation Hall) において、マイク・ジョンソン (Mike Johnson) 下院議長主催の議会タイムカプセル完成の記念式典が開催され、内容物は共同書簡のほか、各州議会代表团及び連邦議会両院からの提出物であると紹介された。

海外立法情報調査室 倉橋 哲朗

・ <https://www.congress.gov/119/plaws/publ79/PLAW-119publ79.pdf>

【アメリカ】2025 年健康な子供たちのための全乳法の制定

オバマ (Barack H. Obama) 政権時に、「2010 年健康で飢えることのない子供たちの法」(P.L.111-296) が制定された。これにより、児童の肥満低減及び食生活改善のため、連邦政府による全国学校給食プログラム (NSLP) で提供される牛乳によるカロリー摂取量を抑える栄養政策に改められた。提供される牛乳は、保健福祉省及び農務省 (USDA) が 5 年ごとに改定する「米国人向け食事ガイドライン」の最新版に準拠すること、フレーバー付き及びプレーンの牛乳並びに乳糖 (ラクトース) を含まない牛乳とすることが定められ、乳脂肪に関しては関係連邦規則の規定により、低脂肪牛乳 (乳脂肪分 1%以下) 及び無脂肪牛乳に限定された。

2026 年 1 月 14 日、2025 年健康な子供たちのための全乳法 (P.L.119-69) が制定・施行された。これは、NSLP で提供される牛乳の栄養要件に関する規定等を改正し、全乳 (脂肪分を抜き取らない牛乳) を含む、提供可能飲料の範囲の拡大等を定めている。同月 7 日発表の上記ガイドラインは、健康的な食生活の一環としての全脂肪乳製品の摂取を推奨しており、今般の法令改正 (改正連邦規則は同年 6 月 8 日施行) により、オーガニック (有機) か否かを問わず、フレーバー付き及びプレーンの全乳、低脂肪牛乳 (乳脂肪分 2%又は 1%)、無脂肪牛乳、無乳糖牛乳、牛乳と栄養的に同等であって USDA の栄養基準を満たす乳不使用飲料の提供が可能となった。また、これらの飲料に含まれる飽和脂肪 (脂質の一種) は、USDA の食事基準 (週単位の平均飽和脂肪含有量が食事の総カロリーの 10%未満であること。) の計算対象外とされた (42 U.S.C. 1758(a)(2); 7 C.F.R. 210.10(d))。

海外立法情報調査室・倉橋 哲朗

・ <https://www.congress.gov/119/plaws/publ69/PLAW-119publ69.pdf>

・ <https://www.ecfr.gov/current/title-7/section-210.10>

【アメリカ】小児ワクチンの予防接種スケジュール見直しの動き

小児ワクチン予防接種スケジュール（以下「スケジュール」）の見直しを求める大統領覚書（DCPD-202501167. 2025 年 12 月 5 日発出）を受け、2026 年 1 月 2 日に保健福祉省（HHS）等がまとめた調査報告書（“Assessment of the U.S. Childhood and Adolescent Immunization Schedule Compared to Other Countries”）において、米国は他の先進諸国に比して新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等、対象疾患の数が多いとして、定期予防接種の推奨ワクチンを先進諸国並みにすることが提言された。

HHS の下の疾病管理予防センター（CDC）は同月 5 日、17 種類の定期予防接種を 11 種類に減らす変更決定の覚書を発表した。従来、スケジュールの改定は、医療及び公衆衛生の専門家で構成される連邦政府の諮問委員会である「予防接種の実施に関する諮問委員会」（ACIP. 1964 年設置）の助言・勧告に基づき CDC が決定してきたが、今回はそのプロセスを経なかった。

これに対し米國小児科学会が、科学的根拠のない改定であり行政手続法に違反するとして提訴した。2026 年 3 月 16 日、連邦地裁は複数の制定法が ACIP の関与を義務付けているとして、上記 CDC 覚書の効力を停止する判決を下した（814 F. Supp. 3d 150）。連邦政府は控訴した。

同年 5 月 29 日発出の大統領令（行政命令）は、スケジュールを科学的根拠及び先進諸国のベストプラクティスに整合させることが基本方針であるとし、上記報告書を踏まえ、CDC と ACIP が適切な措置を講ずるよう命じた（91 F.R. 33575）。

海外立法情報調査室 倉橋 哲朗

- ・ <https://www.cdc.gov/vaccines/imz-schedules/child-easyread.html>
- ・ <https://www.federalregister.gov/documents/2026/06/03/2026-11180/realigning-united-states-core-childhood-vaccine-recommendations-with-best-practices-from-peer>

【アメリカ】大統領にイランからの合衆国軍隊の撤退を指示する等の両院一致決議

戦争権限法（以下「同法」）第 1 条～第 10 条は、敵対行為への合衆国軍隊（以下「軍隊」）の投入等到大統領と連邦議会（以下「議会」）の共同の判断を確保するための法律である。戦争宣言又は法律の授權なしに、軍隊が国外で敵対行為を行う場合において、議会が両院一致決議（concurrent resolution）で命ずるときには、大統領は当該軍隊を撤退させる義務を負う（同法第 5 条 c 項）。戦争宣言なしに、軍隊が敵対行為に投入される場合等には、大統領は、議会に対し当該投入を必要とする事情等の報告義務を負い（同法第 4 条）、一定の場合を除き報告書の提出日等から 60 暦日以内に軍隊の使用を中止する義務を負う（同法第 5 条 b 項）。両院一致決議には法的拘束力がないため、これにより大統領の権限行使を議会が拒否できるとする同条 c 項を違憲とする見解もあるが、今回、議会はこれを用いた。なお、同法には、法的拘束力のある両院共同決議（joint resolution）による手続もあり、上院採決の多くはこれに拠る（同法第 6 条等）。

2026 年 2 月 28 日に米等によるイラン攻撃が始まり、6 月 18 日に米とイランが覚書に署名し、戦闘の終結が宣言された。政権側は、この間の停戦により上記 60 暦日の期間の進行が停止するとし、一度も議会に報告していない。他方、議会の作成した両院一致決議案（H.Con.Res.86）は、大統領による同法第 5 条 b 項の完全な遵守を条件とする、差し迫った攻撃から米国等を守るために必要な軍隊の一部を除き、同条 c 項に基づき、大統領にイランからの軍隊の撤退を指示した。これが、同月 3 日に下院で（215 対 208）、23 日には上院でも修正なしで可決された（50 対 48）。同法に基づく両院一致決議が両院で可決されたのは制定以来初めてで、今般の攻撃開始以降、下院では 4 回目、上院では 10 回目の採決であった。

海外立法情報課 中川 かおり

- ・ <https://www.congress.gov/119/bills/hconres86/BILLS-119hconres86rfs.pdf>

【アメリカ】大学スポーツを保護するための大統領令

2026 年 4 月 3 日、大学スポーツに関する大統領令第 14400 号が公表された (91 Fed. Reg. 18267 (April 9, 2026)). 第 4 条～第 5 条は同年 8 月 1 日施行。)。学生アスリート（以下「学生」）の競技会への出場資格、転校等に関する州間・大学間スポーツ統括団体（大学対抗スポーツ大会の運営、規則制定等を行う団体。全米大学体育協会（NCAA）等）の規則に対する近年の判決及び州の立法による規制緩和は、大学の財政状況を悪化させ、また、医学研究等の委託先として連邦政府機関と契約し、又は補助金を受給する大学の責任に悪影響を及ぼすおそれがある。これに対応するため、同大統領令は、次の事項を定めた。①大学と契約する等の政府機関は、2026 年 8 月 1 日時点で、学生の出場資格、転校等に関する NCAA 規則等への違反が、大学の責任に悪影響を及ぼすか否かを判断する（第 4 条 a 項 i 号）。②行政管理予算局長は、①の規則違反に対する契約停止等を促す目的で、大学と契約する等の政府機関のために指針を作成する（同項 ii 号）。③NCAA 等は学生と協議し、2026 年 8 月 1 日までに、次の内容を含む規則を定める。イ）学生の大学スポーツへの参加は原則 5 年間に限定される、ロ）学生は、5 年間に 1 回、即戦力としてプレーできる資格を得て転校する機会を得る、ハ）大学スポーツで負傷した学生に医療を提供する、ニ）女子スポーツ及びオリンピック競技において奨学金等を受ける機会を維持し、拡大する形で、大学と学生との間で収益を分配する、ホ）大学が、連邦資金を学生に対する NIL (Name, Image or Likeness. 氏名、画像、肖像等の商業利用により利益を得る権利) の支払に充てることの禁止等（同条 b 項）。④司法長官は、NCAA 等の規則と抵触する州法を無効とする訴訟を推進する適切な措置を講じる（第 5 条）。 海外立法情報課 中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-04-09/pdf/2026-06961.pdf>

【EU】水枠組み指令等の改正

2026 年 3 月、水枠組み指令 2000/60、汚染及び悪化からの地下水の保護に関する指令 2006/118、水政策の分野における環境品質の基準を設定する指令 2008/105 を改正する 2026 年 3 月 30 日の欧州議会及び理事会指令 2026/805（以下「2026 年指令」）が制定された。全 6 か条附属書 8 部から成り、施行日は 2026 年 5 月 10 日である。加盟国による国内法化の期限は、2027 年 12 月 21 日とされた。2026 年指令は、EU 域内における汚染のない水環境の維持及び欧州の水資源のレジリエンス（回復力）強化を目的としている。その主な内容は、次のとおりである。①水質汚染物質の一覧を見直し、新たな汚染物質（一部の農薬及び医薬品、PFAS（特定の化学構造を持つ有機フッ素化合物の総称）等）を加え、それらに対する管理体制の強化を図っている（附属書Ⅲ等）。②加盟国に対し、2030 年から少なくとも 2 年間、地表水中のエストロゲン様物質（内分泌かく乱化学物質の一つ）の累積的影響を評価するために、効果に基づくモニタリング手法（Effect-based methods: EBM）を適用することを義務付けている（第 3 条）。EBMs は、従来のように個々の汚染物質を測定するのではなく、当該物質やその混合物が生物や環境にもたらす影響を総合的に評価する手法である。③例外的な状況や他の加盟国の水域に影響を与え得る重大な汚染事故が発生した場合について、影響を受ける加盟国、欧州委員会等に遅滞なく通知することを加盟国に義務付けている（第 1 条）。 海外立法情報調査室・芦田 淳

・ <https://data.europa.eu/eli/dir/2026/805/oj>

・ https://environment.ec.europa.eu/news/stricter-rules-protecting-water-eu-enter-force-2026-05-11_en

・ <https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-integrated-water-management-surface-and-groundwater-pollutants>

【イギリス】持続可能な航空燃料の生産を支援する法律の制定

持続可能な航空燃料（Sustainable Aviation Fuel: SAF）とは、使用済食用油等を原料とし、生産から燃焼までのライフサイクル全体を通して航空機からの二酸化炭素排出量を削減することのできる燃料をいう。英国政府は、既に、航空燃料に一定割合（2025年には2%、今後、2030年には10%、2040年には22%に引き上げられる。）以上のSAFを混合することを法的に義務付ける「SAF義務化制度」によりSAFの需要を確保するよう努めている。さらに、SAFの生産を支援することを目的として、2026年3月5日、2026年持続可能な航空燃料法（Sustainable Aviation Fuel Act 2026 (c.9)）が制定された。本法律は、全20か条及び附則1編から成り、第1条（同年5月5日施行）を除き、制定と同日に施行された（第19条）。主な内容を紹介する。

SAFの価格を安定させることを目的として、主務大臣に対し、本法律の制定日から起算して10年間、政府が全ての株式を所有する企業を指定し、当該企業にSAF生産者と収益確実性契約を締結するよう指示する権限を付与する（第1条）。収益確実性契約とは、契約において行使価格（契約期間中のSAFの基準価格）を決定し、SAF生産者が市場価格で航空燃料供給業者にSAFを販売する際に、①行使価格が市場価格を上回る場合、政府所有企業がSAF生産者にその差額を支払い、②市場価格が行使価格を上回る場合、SAF生産者が政府所有企業にその差額を支払う契約をいう（同条）。収益確実性契約の財源を確保するために、SAF義務化制度に基づきSAFを供給する義務を負う航空燃料供給業者に賦課金の支払を義務付ける規則を制定する権限を主務大臣に付与する（第6条）。主務大臣は、主務大臣が賦課金に係る規則に違反したと認める者に対して罰金を科すことができる（第11条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/9>

【イギリス】希少がんに関する研究を促進する法律の制定

2026年3月5日、脳腫瘍や膵（すい）臓がんなどの希少がんの治療に関する研究の促進を目的として、2026年希少がん法（Rare Cancers Act 2026 (c.8)）が制定され、同年5月5日に施行された（第5条）。本法は、全6か条から成り、第2条及び第3条はイングランド及びウェールズに、その他の規定は英国全域に適用される（第4条）。主な内容は、次のとおりである。

がんの診断、予防又は治療に用いられる希少疾病用医薬品の販売承認に関する法令の見直しを行い、その報告書を本法律の制定日から起算して3年以内に公表し、議会に提出することを主務大臣に義務付ける（第1条）。なお、希少疾病用医薬品とは、英国において2,000人に1人以下に発症する、生命を脅かす、又は慢性的に身体機能を損なう疾患の診断、予防又は治療を目的とした医薬品であって、市場で投資に対する十分な経済的利益を生み出す見込みがないものをいう。英国において2,000人に1人以下に発症するがんを「希少がん」と定義し、主務大臣が促進又はその他の支援を義務付けられている医療サービスに関する研究に、主務大臣が希少がんに関するものと判断した研究が含まれるものとする（第2条）。希少がんの診断、予防又は治療を目的とした希少疾病用医薬品の研究開発に関連する臨床試験を促進することを目的として、潜在的な参加者を特定し、連絡を取れるようにするために、イングランドの国民保健サービスを統括する機関であるNHS（National Health Service）イングランドが国立疾病登録サービス（がん、先天異常、希少疾患に関する患者のデータを収集し、専門的な分析を提供するサービス）の情報を開示することを可能にする（第3条）。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/8>

・ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2026/8/notes/division/6/index.htm>

【フランス】1975 年以前に妊娠中絶関連で有罪となった人々の復権

フランスでは、「人工妊娠中絶に関する 1975 年 1 月 17 日の法律第 75-17 号」(以下「ヴェイユ法」)により人工妊娠中絶が合法化された。それ以前は、妊娠中絶の処置を受けること及び同処置を施すことは重罪とされ、主に禁錮刑及び罰金刑が科されていた(旧刑法典第 317 条)。第三共和制が始まった 1870 年から 1975 年までの間に妊娠中絶に関連して有罪となった者は 11,660 名以上に上るとされる。ヴェイユ法の施行から 50 年目を迎えた 2025 年 12 月、不公正を正し、こうした人々の名誉を回復させるため、「人工妊娠中絶に関する 1975 年 1 月 17 日の法律第 75-17 号以前に妊娠中絶を処罰する法令を根拠として有罪となった人々及び全ての女性が被った損害を承認するための 2025 年 12 月 29 日の法律第 2025-1374 号」(全 2 か条)が制定された(同月 31 日施行)。第 1 条は、妊娠中絶の利用、実践及びこれに関する情報提供を処罰する法令について、①女性の権利を侵害したこと、②これにより非合法とされた妊娠中絶の処置を受けた女性及びその近親者にとって身体的及び心理的な苦痛の原因となったこと、③同処置を施したことによって有罪となった者にとって苦痛及び心的外傷の原因となったことを国家が認めることを定める。第 2 条は、ヴェイユ法以前に妊娠中絶の処置を受けた女性及び同処置を施した者が被った苦痛及び心的外傷の承認に関する独立国家委員会を首相直下に設置することを定める。同委員会は、①conseil d'état (Conseil d'État. 最高行政裁判所) 評定官又は破毀院 (Cour de cassation. 最高司法裁判所) 裁判官のいずれか 1 名、②妊娠中絶又は女性の歴史に関する調査等を行う者 3 名、③婦人科の医療従事者 3 名、④妊娠中絶の権利等に関するアソシエーション(非営利団体)の関係者 3 名の計 10 名により構成される。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2025/12/29/2025-1374/jo/texte>

【ドイツ】テロ及び諜報(ちょうほう)活動への対策を強化するための刑法改正

EU のテロ対策指令 (Directive (EU) 2017/541) は、加盟国に、テロ目的の渡航、テロへの資金提供等に関する規制の国内法化を義務付けるものである。また、ドイツでは日用品(ナイフ等)や車を使用したテロが発生し、武器を用いないテロに刑法を適用させる必要が生じた。さらに、地政学的脅威に伴い増大する、外国の不当な影響力行使や諜報活動への対処を刑法上強化すべきとされた。このため、2026 年 4 月 1 日、同指令の国内法化、諜報活動等の罰則強化等を図るため、全 4 か条の刑法改正法が公布された(翌 2 日施行)。刑法改正の主な内容は次のとおり。

①第 87a 条を新設し、国内で故意に違法行為を行うことにより、諜報機関等の命令に従った者及びそのような命令を与えた者を原則 5 年以下の自由刑又は罰金刑に処する。②予備(犯罪の実行に着手する前の行為)を処罰する第 89a 条の「国家を危殆(きたい)化する(国の存立を害すること等を指す。)重大な暴力行為」を「テロリスト行為」に改め、後者を、前者が含んだ殺人等に加え、危険傷害、コンピュータ破壊等及び当該行為を行う旨の脅迫を含むよう拡張し、脅迫を除く予備を処罰する(第 1 項。着手後の処罰は各犯罪の個別規定による。)。同項は従来処罰対象の、爆発物の取得・製造、テロ目的での出国の企て等による予備に加え、イ)日用品等を含む「危険な道具」の取得・製造等による、ロ)テロ目的での入国による、脅迫を除くテロリスト行為の予備にも適用されることとした(第 2 項)。③テロリズムへの資金提供、脅迫を除くテロリスト行為の手引き及びテロリズム団体の支援において、未遂を処罰する規定を新たに設け(第 89c 条、第 91 条、第 129a 条)、④諜報活動の法定刑を、5 年以下の自由刑又は罰金刑から 6 か月以上 10 年以下の自由刑に改める(第 99 条)。

海外立法情報課・栗原 稜

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2026/95/VO>

【イタリア】養育委託される未成年者の保護に関する法律の制定

2026年3月、2026年3月17日法律第37号「養育委託される未成年者の保護に関する規定」（以下「2026年法」）が制定された（全3か条、2026年4月11日施行）。養育委託とは、保護が必要な未成年者に対する措置であり、具体的には、里親家族への委託又は施設への入所から成る。2026年法の主な内容は、次のとおりである（①及び②は第1条、③は第2条の内容）。①首相府家族政策局に、里親家族、家族的共同生活施設並びに公的及び私的な福祉施設の全国登録簿を設ける。その目的は、一時的に適切な家庭環境を欠く未成年者の養育委託の利用状況を監視し、未成年者の最善の利益を実現するため、福祉施設への不適切な入所を防止及び縮小することである。全国登録簿には県ごとに、(a) 里親家族等に配置された未成年者の数、(b) 施設の名称、(c) 未成年者の受入れが可能な里親家族等の数が記載される。首相府家族政策局は、データ収集を最小限にとどめる原則及び個人データ保護に関する法令を遵守しつつ、職務の遂行に必要なデータ及び情報を、地方自治体から定期的に取得するものとする。②未成年者裁判所及び通常裁判所に、里親家族等に配置されている未成年者の登録簿を設ける。この登録簿は、各裁判所の書記局により管理され、未成年者ごとに、里親家族等への配置を命じる決定の日付を始めとした所定の事項が記載される。③首相府家族政策局に、里親家族等に関する全国監視機関を設ける。同機関の任務は、(a) 全国登録簿において収集された情報及びデータの分析、(b) 全国登録簿のデータの監視に基づき、福祉施設への不適切な未成年者の配置について、所轄当局に報告するとともに、当該当局による施設への検査又は実地調査を促進すること、(c) （養育委託の優良事例等を含む）年次活動報告書の提出から成る。 海外立法情報調査室・芦田 淳

・ <https://www.gazzettaufficiale.it/eli/gu/2026/03/27/72/sg/pdf>

【ロシア】独房での勾留となる職種の拡大

ロシアでは、特定の被疑者及び被告人を共同室ではなく独房に勾留することが定められている。例えば、憲法や国家安全保障の基盤に対する罪を犯した者や、殺人、誘拐、強姦等の犯罪に関与した者がそれに該当する。加えて、裁判官、弁護士、法執行機関の職員、税務調査官、税関職員等の法執行又は司法行政に関連する職業に就いている（又は就いていた）者も、過去の職業活動により、他の被疑者及び被告人から残酷又は屈辱的な扱いを受ける可能性があるとして、独房での勾留が行われる規定となっている。しかし、既存の連邦法の規定において裁判所職員（元職員を含む。）の独房での勾留が定められておらず、共同室での勾留となる可能性が高い状況にあることに対して、ロシア連邦憲法裁判所に申立てが行われた。その結果、2025年10月23日付けのロシア連邦憲法裁判所決議第35号は、被疑者及び被告人に対する重要な司法上の決定が主に裁判所で行われるため、その内容に基づいて、司法制度全般の分野又は裁判所での活動に従事した人々（特定の決定の発出に関与していない人々を含む。）に対して否定的な態度が形成される可能性を指摘し、関連する連邦法が違憲状態にあると認定した。以上を踏まえて、2026年6月10日、連邦法第178号「連邦法『被疑者及び被告人の勾留について』第33条の改正について」が制定され、独房での勾留の対象となる職種として裁判所職員（元職員を含む。）が追加された。なお、ロシアでは一般市民がロシア連邦憲法裁判所に申立てを行うことは制度上認められているが、その対象は「憲法違反が疑われる法律」に限られ、個別事件の事実認定や法律の適用の誤り等を直接争うことはできない。 海外立法情報課・堀田 主

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202606100010>

・ <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202510240001>

【韓国】広域都市圏の形成に向けた法整備—全南光州統合特別市設置のための特別法の制定—

現在、韓国では、国土の約 12%を占める首都圏（ソウル特別市及びその周辺地域）に、人口の約 51%が集中している。首都圏一極集中は、韓国が長年抱える社会問題の一つであり、歴代政権はその解消に向けた対策に取り組んできた。その中で近年活発に議論されているのが、首都圏のほかに複数の広域都市圏を形成し、国土の均衡ある発展を図るメガシティ構想である。

広域都市圏の形成に向けた動きは、2025 年 6 月 4 日に発足した李在明（イ・ジェミョン）政権が「5 極 3 特」（首都圏を含む 5 つの広域都市圏及び既存の 3 つの特別自治道の均衡ある発展）を国政課題の一つに掲げて以降、加速しており、国会においても広域自治体同士の合併を推進するための複数の特別法案が提出された。そのうち、韓国南西部に位置する光州（クァンジュ）広域市と全羅南（チョルラナム）道の合併について、両議会の同意が得られたため、2026 年 3 月 1 日、与党「共に民主党」の主導により「全南光州統合特別市設置のための特別法案」が国会本会議で可決され、同月 5 日に公布された（法律第 21446 号、同年 7 月 1 日施行）。

今回制定された特別法（本則 408 か条及び附則 16 か条）により、2026 年 7 月 1 日、光州広域市及び全羅南道が廃止され、新たに「全南光州統合特別市」（略称「光州特別市」）が設置された（第 7 条及び附則第 1 条）。特別法の施行から 5 年間、大統領の命を受けて国政全般を統括する國務総理の下に「全南光州統合特別市支援委員会」が設置される（第 12 条）とともに、同支援委員会に、中央行政機関から光州特別市への段階的権限移譲に係る基本計画の策定が義務付けられる（第 16 条）。なお、光州特別市には、ソウル特別市に準ずる地位が付与される（第 7 条）ほか、合併に伴う様々な特例措置が適用される。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_T2N6Q0C2A1L2A1U7V4Y1E4X3K6J7J9

【韓国】公共医療分野の医療専門人材を養成するための国立医学専門大学院の新設

韓国では 2010 年代以降、医師不足に伴う諸問題が顕在化し、それら諸問題への対応が主要な政策課題として浮上した（本誌 No.306-2, 2026.2, pp.20-21 参照）。公共医療分野（公衆衛生、検疫、感染症対策等）の人材不足の解消もその一つであり、文在寅（ムン・ジェイン）政権（2017 年 5 月～2022 年 5 月）において、日本の自治医科大学等を参考にしたと言われる公共医療大学院の新設が計画されたが、医療界が医療の質の低下等を理由に反対し、実現しなかった。

その後、2025 年 6 月 4 日に発足した李在明（イ・ジェミョン）政権において、当該大学院の新設が再び推進され、医療界の反対を押し切って 2026 年 4 月 23 日、「国立医学専門大学院の設立及び運営に関する法律案」が国会本会議で可決され、同年 5 月 26 日に公布された（法律第 21686 号、同年 11 月 27 日施行）。現在、2030 年の開学を目標に準備作業が始まっている。

今回新設されることになった国立医学専門大学院は、4 年制の医学教育専門機関として設置され、定員（政府は 100 人程度を想定）、入学資格等は大統領令で規定される（第 27 条）。入学者は、入学金、授業料、寮費等（以下「学費等」）の支援を受けることができる（第 31 条）。卒業生は、医師国家試験に合格後、保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が指定する機関において 15 年間、「義務服務医師」として従事することが義務付けられる（第 34 条）。また、長官は全国の保健医療の需要等に鑑み、義務服務医師の専門科目を指定できる（第 35 条）。義務服務医師が当該義務を履行しない場合は、支援を受けた学費等の返還義務が生じる（第 32 条）ほか、医師免許の取消しが行われる（第 43 条）。医療界は、同法が憲法で保障する職業選択の自由等を侵害すると主張している。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_A2G6N0A3M1X2X2W0Z2U2D3A3Y7Z3A0

【韓国】小型モジュール炉開発の促進及び支援に関する特別法の制定

原子力発電や水素製造への利用が期待される次世代の原子炉の一つとして小型モジュール炉（Small Modular Reactor: SMR）の研究開発が、各国で進められている。炉心が小さいため冷却が容易になり安全性が高まるとされており、モジュール（構成部品）を工場で分割生産し、設置場所に運搬して組み立てることで建設時の工期短縮と費用削減が図られるという。

韓国では 2022 年、尹錫悦（ユン・ソンニョル）政権時代に脱原発からの方向転換が図られた。将来の電力需要を見込んで電力設備と電源構成を見直す長期電源計画（現行は 2038 年までの「第 11 次電力需給基本計画」）においては、従来の大型原子炉の増設に加えて SMR を導入する方針であるが、既存の法体系は大型炉向けに整備されてきたため、2026 年 2 月 12 日に、SMR の技術開発を法的に裏付け、体系的・集中的に後押しする「小型モジュール炉開発の促進及び支援に関する特別法」が制定された（法律第 21422 号。2026 年 9 月 11 日施行）。

主な内容は、次のとおりである。科学技術情報通信部（部は日本の省に相当）長官は、SMR システム開発等に関する 5 年ごとの基本計画及び毎年の施行計画を策定し（第 5 条）、基本計画履行の点検結果及び補完対策を国会に報告しなければならない（第 7 条）。原子力振興委員会に、当該開発等の促進等を専門的に審議する小型モジュール炉システム開発促進委員会を置く（第 8 条）。政府には、SMR システム関連の制度を改善する努力義務が課せられ、同長官は制度改善に関して関係中央行政機関の長等への協力要請や勧告、専門機関への行政的・財政的支援を行うことができる（第 9 条）。その他、政府による SMR システムの実証に関する支援（第 11 条）や特区指定（第 13 条）等が可能となった。

関西館アジア情報課・木屋 美香

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_Y2J5M1E2A1L0X1N0U1Z5A4O6H3K9O2

【中国】対外投資に関する国務院規定の制定

中国では、自国の企業、個人等による対外投資に対する規制及び支援体制を強化し、外国の制裁等への対抗措置を整備するため、2026 年 5 月 5 日、国務院行政法規「対外投資に関する国務院規定」が公布、同年 7 月 1 日に施行された（中華人民共和国国務院令第 837 号）。

本規定は、全 34 か条から成る。投資者及びその対外投資の権利・利益並びに国家の主権、安全、発展の利益の保護等のため制定される（第 1 条）。本規定にいう対外投資とは、資産の投入、融資の提供等により、他国（地域）の企業、資産等の所有権、経営管理権等を取得する活動をいい、投資者には、中国国内の企業、組織及び住民個人が含まれる（第 2 条）。国は、投資者の対外投資活動を支援する。投資者は、国際慣例等を遵守しなければならない（第 5 条）。国は、海外における総合的サービス体制を整備し、法令、金融、税関等の投資関係のサービスを統合し、投資者に提供し（第 6 条）、法律相談等のサービス機関の海外展開を支援する（第 7 条）。国務院投資主管部門等は、関係国の投資環境の変化等に基づき、奨励、制限又は禁止する対外投資を明確にし、投資者を指導・監督する（第 11 条）。投資者の対外投資活動では、国が輸出を禁止する貨物、技術及び関係データを輸出・使用してはならない（第 13 条）。国務院投資主管部門等は、国家の安全に影響し得る対外投資、資産の譲渡・処分等について、安全の審査を行う（第 15 条）。投資先の国（地域）での貿易に関わる投資の障壁等に対し、国務院商務主管部門等は調査をし、輸出入やサービス貿易の禁止又は制限等を行うことができる（第 23 条）。投資者の自己資金等の国外金融市場への投資及び対外投資で得た資産の国外再投資に対する管理は、本規定及び関係規定により行う（第 33 条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202606/content_7070755.htm

【中国】葬儀葬送管理条例の改正

中国では、2022 年、葬儀業界で透明性のない料金設定が横行する状況が報じられ、同年から、1997 年制定の国务院行政法规である葬儀葬送管理条例（全 6 章 24 か条）の改正作業が、国务院関係部門で進められた。2025 年 12 月 12 日、改正された同条例が公布、2026 年 3 月 30 日に施行された（中華人民共和国国务院令 第 824 号）。改正された同条例は、全 8 章 73 か条から成り、葬儀事業者の公益性を強調し、極端な営利追求を抑止することを主眼とし、併せて墓地の用地不足等の問題に対処し、環境に優しい葬儀葬送の普及等を図る規定が新設された。

本条例は、葬儀葬送産業の公益性の強化等のため制定される（第 1 条）。葬儀葬送管理では、公益、儉約、エコロジー等の方針を堅持する（第 3 条）。国务院民政部門が、全国の葬儀葬送管理業務に責任を負う（第 4 条）。葬儀葬送事業は重要な公益事業であり、そのサービスを基礎部分と非基礎部分に区分し、前者の内容は国が指定する（第 5 条）。国は、葬儀葬送サービスを徐々に国の基本公共サービスとし（第 6 条）、葬儀葬送の改革を進め、土葬を改める（第 8 条）。国の機関等は、大衆が葬儀葬送の習俗を改めるよう導かなければならない（第 12 条）。

また、葬儀葬送施設（葬儀会館、納骨堂、公共墓地等）の運営組織である葬儀葬送サービス機関の新設は、政府が行い、非営利の機関としなければならない（第 14 条）。同機関は、関係規定に反する料金項目を設けてはならず（第 42 条）、同機関及び関係サービスを行う者は、明記した料金以外の費用を徴収する等の違法行為を行ってはならない（第 43 条）。このほか、葬儀葬送サービス機関が、本条例の規定に反するサービス提供（第 56 条）、料金に関する違法行為（第 68 条）を行った場合等に関する罰則が定められた。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202601/content_7054169.htm

【オーストラリア】子供への性的虐待の被害者等の救済を強化するための法改正

2017 年、子供への性的虐待の加害者に対し被害者が損害賠償請求訴訟を提起したが、当該加害者は事前に全財産を退職年金（Superannuation）口座に預けていたため、被害者は勝訴しても賠償金を受け取ることができない事態が生じた。豪州の退職年金制度は、雇用主に同年金基金に対し賃金の 12%以上の拠出を義務付けるものである。被用者が年金資産を増やすために個人で任意に追加拠出を行うことも可能である。被用者は基本的に 65 歳に達するまで年金口座から金銭を引き出すことはできない。2023 年 1 月、連邦政府は、子供への性的虐待の加害者が損害賠償の支払を回避するため、自身の数百万豪ドル（1 豪ドルは約 114 円）相当の資産を意図的に退職年金口座に移し替えた事例が多数存在すると公表した。

2026 年 5 月 20 日、1953 年税制管理法その他の関連法を改正し、子供への性的虐待の被害者等が、未払の賠償金に充てるため加害者の退職年金口座から一定額を引き出すための命令を裁判所に申し立てられるようにする法律が制定された（翌 21 日施行）。

主な内容は、次のとおり。1953 年税制管理法第 3-20 章に第 139 節「子供への虐待の被害者による加害者の退職年金へのアクセス」を追加した。同節の対象となる犯罪は、子供への性的虐待罪又は被害者が 18 歳未満である一部の人身取引に関する犯罪（第 139-15 条）である。被害者等は、豪州税務局に加害者の年金に関する情報の開示を請求できる（第 139-10 条）。情報開示がなされ、かつ、当該犯罪で有罪となった加害者に賠償金支払命令が出されているが 12 か月以上未払の場合、被害者等は、豪州巡回・家庭裁判所（第 2 部）に「加害者拠出金支払命令」を発するよう申し立てることができる（第 139-55 条）。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2026A00047/asmade/text>

【オーストラリア】2026 年公共・教育貸与権（著作者の収入増）法の制定

公共貸与権（公貸権）とは、著作物が図書館資料の無料貸出しにより引き起こされた収入の損失について、著作者が報酬を求める権利をいう。豪州では、公立図書館における公貸権（Public Lending Right: PLR）は、1974 年に導入され、1985 年公貸権法の制定により法的根拠が与えられた。一方、学校等図書館における公貸権（Educational Lending Right: ELR）は、2000 年に導入され、芸術大臣が承認したガイドラインに基づき運用されている。2024-25 年度には、両制度の下、約 17,500 人から請求があり総額 2810 万豪ドル（約 32 億円）以上が支払われた。

2026 年 5 月 20 日、PLR 及び ELR を単一の法的枠組みに統合するための法律が制定された（2026 年 7 月 13 日現在、一部を除き未施行）。全 6 章 45 か条から成る。

主な内容は、次のとおりである。①公共・教育貸与権（以下「PELR」）制度の創設（第 8 条）：PLR と ELR を統合して PELR 制度とし、芸術大臣に、委任立法により、国内の公立図書館又は学校等図書館の蔵書である書籍（Book）の豪州人著作者や当該書籍の豪州の出版社に報酬を支払う制度を定めることを義務付けた。②PELR 委員会の設立：同委員会は、PELR 制度により付与される職務、同制度に関する芸術大臣・次官への助言、同制度の変更に関する大臣への勧告等を行う（第 11 条）。委員会は、委員長 1 名及び著作者・出版社・図書館代表者等 6 名の委員から成る（第 13 条）。③「Book」の定義に電子書籍、オーディオブック等が含まれることを明記（第 5 条）：2023 年から PLR 及び ELR の対象に電子書籍等を含める運用がなされていたが、今回法律により規定された。なお、本法第 3 条（目的を規定。未施行）の施行と同時に 1985 年公貸権法は廃止される。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.gov.au/C2026A00045/asmade/text>

【フィリピン】無償葬儀法の制定

フィリピンでは従来、社会福祉開発省の「危機的状況にある個人への支援（AICS）プログラム」により、貧困世帯等に対する葬儀費用の給付が実施されているが、給付額に上限があった。また、近年、葬儀費用が高騰し、手頃な価格の棺が販売されないといった問題が生じていた。

このような状況の中、2025 年 6 月 2 日に上院で、同月 11 日に下院で、無償葬儀法（共和国法第 12309 号）が可決された。大統領が、所定の期限内に署名も拒否権行使も行わなかったため、同法は、同年 9 月 20 日、憲法第 6 条第 27 節第 1 項の規定に基づき、大統領の署名が行われたと同様の扱いになり、成立した（官報未掲載、未施行）。本法の主な内容は次のとおり。

危機的状況にある世帯（家計状況、災害等の緊急事態により、尊厳ある葬儀サービスが受けられない世帯等）には、葬儀サービスが無償で提供される（第 4 条）。社会福祉開発省は、葬儀に必要な書類の取得、遺体防腐処理、埋葬、輸送、火葬及び収骨（棺、骨つぼ又は葬儀場の手配を含む。）から成る「困窮葬儀パッケージ」を定める。全ての葬儀業者は、貧困世帯（収入が経済計画開発省の定める金額を下回る世帯等）に対し、「困窮葬儀パッケージ」を提供できるようにする（第 2 条、第 3 条、第 5 条）。貿易産業省は葬儀費用の高騰を監視する（第 7 条）。貧困世帯に「困窮葬儀パッケージ」を提供した葬儀業者に対し、社会福祉開発省は、葬儀費用を支払う（第 8 条）。本法の実施経費は、本年度は「AICS プログラム」等の予算から支出し、次年度以降は一般歳出法（国家予算）に計上する（第 10 条）。

海外立法情報課・澁谷 由紀

・ <https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocsfriendly/2/99943>

・ https://docs.congress.hrep.online/legisdocs/basic_19/HB00102.pdf